

国際専門家の勧告と各国のBSE対策の比較

資料2

		米国BSEに関する 国際専門家の勧告等	米国(今後)	EU規則	日本
SRM	除去等	以下の部位の食品・飼料からの排除 ・12ヶ月齢を超える牛の 頭蓋、脳 せき髄 せき柱 ・全ての牛の腸全部	以下の部位の食品からの排除 ・30ヶ月齢以上の牛の 頭蓋、脳、三叉神経節、眼 せき髄 せき柱、背根神経節 ・全ての牛の小腸及び扁桃	以下の部位の除去・廃棄 ・12ヶ月齢を超える牛の 頭蓋(下顎を除き、脳、眼を含む) せき髄 せき柱(背根神経節を含む) ・全ての牛の腸全体、扁桃及び腸間膜	以下の部位の除去・焼却 ・全ての牛の 頭部(舌、ほほ肉を除く) せき髄 せき柱 回腸遠位部
	汚染防 止	と畜と枝肉処理法を国際基準に整合 ・30ヶ月齢を超える牛の頭蓋・せき柱を全ての機械(MRM、AMR)で加工することを禁止(実質的には全面禁止)	・HACCPによる衛生管理、空気注入気絶法の禁止、頭蓋及びせき柱のAMR禁止(MRMはなし)	実施	実施
サーベイ・検査	30ヶ月齢を超える全ての以下の高リスク群を対象とすべき	・BSEに合致する症状牛 ・死亡牛 ・切迫と殺牛(あらゆるダウンナー牛を含む) ・BSEに合致する症状牛の検査を強化すべ	以下の高リスク群の牛の一部を抽出検査(年間約4万頭を検査する予定) ・神経症状を示す牛 ・歩行困難牛(ダウンナー、死亡牛) ・農場死亡牛	食用にと畜される牛のうち、以下の牛をモニタリング検査 ・30ヶ月齢を超える全ての牛 ・24ヶ月齢を超える全ての神経症状牛 ・24ヶ月齢を超える全ての切迫と殺牛	と畜場における全ての牛 24ヶ月齢以上の死亡牛
	30ヶ月齢を超える健康牛についてのランダム検査も強く検討すべき	・死亡牛及び歩行困難牛の採材を確保する追加的措置が必要(これらの牛が検査できなくなる可能性があるため)			
	一次スクリーニング検査(迅速な免疫学的診断)の導入		免疫組織化学的検査のみ実施(今後、迅速検査法の導入を検討)	モニタリング検査として、迅速検査(WB、ELISA)	全頭検査にELISAを導入
飼料規制	飼料規制を拡大すべき	・全てのSRMはペットフードを含む全ての動物飼料から排除すべき。 ・全ての哺乳動物及び家禽由来たん白を反すう動物に給与禁止	発生国からの輸入禁止	発生国からの輸入禁止	全ての国からの輸入禁止
	反すう動物から反すう動物への給与禁止		反すう動物から反すう動物への給与禁止	動物から動物への給与禁止	動物から反すう動物(牛、羊、山羊など)への給与禁止
トレーサビリティ		北米全体での制度導入を奨励	個体識別制度の導入(時期及び内容は検討中)	実施	制度化(15年12月から実施)